平成２４年（フ）第２６号
兵庫県宝塚市安倉中１丁目７番21号　A103号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番３―804号
債務者　大橋　　力
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番６―303号
債務者　山本　彰代
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番６―303号
債務者　山本　勇貴
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番５号　ラスター仁川２―101
債務者　高木　佑一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２３号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目７番１―201号
債務者　中尾さつき
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６号
愛媛県今治市伯方町有津甲827番地６
債務者　田窪　孝江
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１７号
愛媛県今治市伯方町有津甲827番地６
債務者　田窪順之祐
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１９号
愛媛県今治市立花町４丁目１番25号　高田マンション202号
債務者　荒川　靖彦
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２７号
愛媛県今治市大新田町４丁目２番14号　エスポワールＣ―Ｂ号、住民票上の住所愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番47号
債務者　小原　亮人
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２５号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目11番32号
債務者　蓑毛　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長崎県長崎市女の都４丁目14番２号　サンシャインプレス205号室
債務者　増﨑宗一郎
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1961番地２
債務者　岩見　進一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1771番地２
債務者　髙橋　和子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
秋田市御野場４丁目11番１号
債務者　舘岡　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
福島県郡山市朝日２丁目２番８号　エリス725―111号
債務者　関　貴美子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２号
栃木県真岡市台町109番地５　渡辺住宅２号棟
債務者　西村　トキ
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第９号
石川県七尾市亀山町86番地
債務者　天井惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２２５号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｉ―204号県営住宅
債務者　牛島　靖子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係